

国土交通省独立行政法人評価委員会の業績勘案率（案）について

1 審議対象案件

法人名	役職及び所掌	在任期間 (算定期間)	業績勘案率（案） ^{(注) 2} 〈国土交通省評価委員会〉
住宅金融支援機構 ^{(注) 1}	理事長	H19. 4. 1～H23. 3. 31 (同上)	0. 9
	副理事長	H21. 7. 28～H23. 3. 31 (同上)	1. 0
	理事 A	H19. 4. 1～H20. 8. 7 (同上)	0. 9
	理事長代理	H20. 8. 8～H23. 3. 31 (同上)	
	理事 B	H19. 7. 17～H23. 3. 31 (同上)	0. 9
	理事 C	H20. 8. 8～H23. 3. 31 (同上)	1. 0
	監事	H19. 4. 1～H23. 3. 31 (同上)	1. 0

(注) 1 住宅金融支援機構の主務省は、国土交通省及び財務省である。

2 財務省評価委員会の業績勘案率（案）についても同様である。

また、国土交通省評価委員会の業績勘案率（案）の算定内容は別紙 1、財務省評価委員会の業績勘案率（案）の算定内容は別紙 2 のとおりである。

2 政策評価・独立行政法人評価委員会の意見案

当委員会の既往の方針等に沿って検討した結果、次案のとおりとしたい。

また、住宅金融支援機構の主務省は、国土交通省及び財務省であることから、財務省独立行政法人評価委員会あてにも同趣旨の意見を送付することとしたい。

(案)

「国土交通省所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率（案）の通知について」（平成 24 年 2 月 21 日付け国独評委第 93-1 号）をもって貴委員会から通知のありました業績勘案率（案）について、別紙のとおり意見を申し上げます。

また、通知のありました業績勘案率（案）のうち、独立行政法人住宅金融支援機構理事 B 及び同監事に係る業績勘案率（案）「0. 9」及び「1. 0」については、意見はありません。

(別紙)

1. 独立行政法人住宅金融支援機構理事長及び同理事長代理に係る業績勘案率（案）について

貴委員会では、両役員について、業績勘案率（案）を「0.9」としている。しかし、両役員の在職期間中における業績をみると、法人業績及び個人業績のそれぞれに減算要因^(注)が認められるところ、当該業績勘案率（案）は、これまで他の退職役員の業績勘案率（案）を法人業績の減算要因のみが認められる場合に「0.9」としたことや、今回他の退職役員についても同様に業績勘案率（案）を「0.9」としていることと整合性がとれていないと考えられる。

これについて、貴委員会では、住宅金融支援機構分科会において定めた「独立行政法人住宅金融支援機構の役員退職金に係る業績勘案率算定の方法について」（平成21年7月31日国土交通省独立行政法人評価委員会住宅金融支援機構分科会（改正平成23年7月27日））に基づき、上記法人業績及び個人業績を共に勘案した上で業績勘案率（案）を「0.9」としたとしているが、個人業績における減算要因の重大性について十分考慮する必要があると考えられる。

(注) 法人業績の減算要因

機構の主要な業務である証券化支援事業の業績不振

個人業績の減算要因

機構の主要な業務である証券化支援事業における幹部職員の収賄事件

2. 独立行政法人住宅金融支援機構副理事長及び同理事Cに係る業績勘案率（案）について

貴委員会では、両役員について、業績勘案率（案）を「1.0」としているが、両役員の在職期間中における証券化支援事業の業績をみると、平成21年度まで業績が事業計画を下回っており、業績不振の状況がみられる。同事業は、機構の主要な業務であり、機構は、独立行政法人化の際、従来の一般個人向け融資（直接融資業務）を原則廃止し、証券化支援事業に特化したことにも鑑みると、業績不振による減算要因について考慮する必要があると考えられる。

3. 意見

以上を踏まえ、上記4名の業績勘案率（案）については、貴委員会において更に審議を深めていただきたい。

別紙 1

国土交通省独立行政法人評価委員会から通知された業績勘案率（案）の算定内容

法人名	役職	業績勘案率適用期間		算定内容		業績勘案率 (案) ①+② (※3)
			(参考) 在任期間	法人業績① (※1)	個人業績② (※2)	
住宅金融支援機構	理事長	H19. 4. 1～H23. 3. 31	同左	0. 9	0. 0	0. 9
	副理事長	H21. 7. 28～H23. 3. 31	同左	1. 0	0. 0	1. 0
	理事A	H19. 4. 1～H20. 8. 7	同左	0. 9	0. 0	0. 9
	理事長代理	H20. 8. 8～H23. 3. 31	同左			
	理事B	H19. 7. 17～H23. 3. 31	同左	0. 9	0. 0	0. 9
	理事C	H20. 8. 8～H23. 3. 31	同左	1. 0	0. 0	1. 0
	監事	H19. 4. 1～H23. 3. 31	同左	1. 0	0. 0	1. 0

(※1) 「国土交通省所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について」(平成17年3月23日決定国土交通省独立行政法人評価委員会)3.(1)において「退職役員の在職期間に係る法人の実績に応じて、法人の実績に係る業績勘案率を0.0~2.0の間で算出する。」とされている。

住宅金融支援機構については、「独立行政法人住宅金融支援機構の役員退職金に係る業績勘案率算定の方法について」(平成21年7月31日国土交通省独立行政法人評価委員会住宅金融支援機構分科会(改正平成23年7月27日))1.において「退職役員の在職期間における法人の業績については、各事業年度における業務運営評価の結果に応じた計数(C(平成20年度までは「要努力」):0.0~0.8、B(平成20年度までは「概ね順調」):0.9、A(平成20年度までは「順調」):1.0、S:1.1、SS:1.2~2.0(平成20年度までは「極めて順調」:1.1~2.0))を、法人の業績に係る勘案率とすることを基本とする。」とされている。また、3.(4)において「監事及び在職期間1年に満たない役員に係る法人業績勘案率については、上記の規定にかかわらず、1.0とすることを基本とするが、監事及び当該役員の業績が法人の業績に著しく影響を与えたと考えられるときは、必要に応じて業績勘案率を増減させるものとする。」とされている。

(※2) 「国土交通省所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について」3.(2)において「退職役員の個人の実績に応じて、増減の幅を算出する。個人的な業績は、法人の業績と比較して付随的なものであることを考慮し、増減の幅は0.2を目安とする。」とされている。

住宅金融支援機構については、「独立行政法人住宅金融支援機構の役員退職金に係る業績勘案率算定の方法について」2.において「退職役員の個人的な業績については、法人の業績と比較して付随的なものであることを考慮し、その増減の幅を、0.0~0.2の範囲内において個人業績勘案率として定めるものとする。」とされている。

(※3) 「国土交通省所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について」3.(3)において「退職役員の業績勘案率は、法人の業績に基づき算定した業績勘案率に、退職役員の個人的な業績に基づき0.2を目安に増減させて決定する。」とされている。

住宅金融支援機構については、「独立行政法人住宅金融支援機構の役員退職金に係る業績勘案率算定の方法について」3.(1)において「最終的に退職役員に適用する業績勘案率は、法人業績勘案率に、個人業績勘案率を増減させて得た数値とする。」とされている。

別紙2

財務省独立行政法人評価委員会から通知された業績勘案率（案）の算定内容

法人名	役職	業績勘案率適用期間		算定内容		業績勘案率 (案)
			(参考) 在任期間	各事業年度ごとの基準 値を、その在職月数に 応じて加重平均した値 (※1)	(調整) 事業年度評価における全 体評価の内容等を考慮し た結果、該当する事業年度 において、業績勘案率を変 更する必要があると認め た場合の変更(※2)	
住宅金融支援機構	理事長	H19.4.1~H23.3.31	同左	0.9	あり	0.9
	副理事長	H21.7.28~H23.3.31	同左	1.0	—	1.0
	理事A	H19.4.1~H20.8.7	同左	0.9	あり	0.9
	理事長代理	H20.8.8~H23.3.31	同左			
	理事B	H19.7.17~H23.3.31	同左	0.9	あり	0.9
	理事C	H20.8.8~H23.3.31	同左	1.0	—	1.0
	監事	H19.4.1~H23.3.31	同左	1.0	—	1.0

(※1) 「財務省所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率についての基本的考え方」(平成16年8月26日財務省独立行政法人評価委員会)2(2)において「役員が中期目標期間を通じて在職した場合は独法評価基本方針における「中期目標評価」に基づく中期目標期間の業績勘案率を、中期目標期間のうち一部の事業年度についてのみ在職した場合は独法評価基本方針における「事業年度評価」に基づく各事業年度の業績勘案率を、その在職月数に応じ加重平均する。」とされている。

住宅金融支援機構については、「独立行政法人住宅金融支援機構の役員退職金に係る業績勘案率算定の考え方」(平成20年8月21日財務省独立行政法人評価委員会住宅金融支援機構分科会)3(1)において「退職した役員(監事を除く。)が在職していた期間の各事業年度ごとに基準値を決定し、各基準値に対応する事業年度における在職月数に応じて加重平均した値(小数点以下第一位未満は、切り捨てるものとする。)とすることを基本とする。」とされている。また、「監事並びに在職期間が1年に満たない役員の業績勘案率は1.0とすることを基本とする。」とされている。

(※2) 「財務省所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率についての基本的考え方」2(3)において「中期目標評価及び事業年度評価のみでは適切に評価しがたい場合は、役員はその業績への関与の度合い、目標を達成するためのマネジメントや指導力を考慮するものとする。」とされている。

住宅金融支援機構については、「独立行政法人住宅金融支援機構の役員退職金に係る業績勘案率算定の考え方」3(2)において「評価基準に基づく中期目標評価及び事業年度評価における全体評価の内容等を考慮した結果、(1)により算定した業績勘案率を変更する必要があると認めた場合には、変更することができるものとする。」とされている。